

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業」の改正後の加算は、介護給付である訪問介護や通所介護の取り扱いを準用する場合があります。準用の内容を以下で説明します。注記の番号は「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等」新旧対照表に拠っています。

## 1 訪問介護相当サービス費 注3 「ホ 生活機能向上連携加算」の算定要件等

### 算定要件等

#### ○生活機能向上連携加算(Ⅰ)

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること。

・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。

#### ○生活機能向上連携加算(Ⅱ)

現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

## 1 訪問介護相当サービス費 注4 「イロハ 訪問型サービス費ⅠⅡⅢ」の減算に関わる建物の範囲

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供する場合、報酬を10%減算しますが、その建物の範囲は以下の通りとします。

<改定前>

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者
- ② 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

<改定後>

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
- ② 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

## 2 通所介護相当サービス費 注6 「ヘ 栄養改善加算」の算定要件等

### 算定要件等

<改定前>

管理栄養士1名以上を配置していること。

<改定後>

当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

## 2 通所介護相当サービス費 注7 「ル 生活機能向上連携加算」の算定要件等

### 算定要件等

○ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所型サービス事業所を訪問し、その職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。

○ リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

## 2 通所介護相当サービス費 注8 「ヲ 栄養スクリーニング加算」の算定要件等

### 算定要件等

サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。